

# ふる里探訪

文／水上薩摩

## 事件帳

## 四国巡礼

(中村大庄屋文書から)

添田村の健助といふものに縁づいていたが、わけあって離縁、その女は名はおそでという、十歳の体、卯之助が残されているのでその子を迎えて行け」ということである。また「おそでは糸(位登村)の生まれであるから、上糸からも迎えを出せ」と仰せられた。

十九日の記事、四国まで卯之助を迎えて行くには「先年、仲津郡彦徳村の者で、安芸の國で同様の信仰を深めることで、これを成し遂げることで誓願成就して功德が得られるのですが観音靈場を巡るのが、巡礼、四國の弘法大師の旧跡八十八カ所を順拝し修業するのが遍路(遍士とも)いいます。ある子連れ遍路の話です。

十一月七日の記事、状況が少しわかつてきただよである。おそで

四日、突然、藩の方から仰せがあつた。

「四国土佐の国の野相村で、一人の女の巡礼が死んだ。その女は添田村の健助といふものに縁づいていたが、わけあって離縁、その女は名はおそでという、十歳の体、卯

之助が残されているのでその子を迎えて行け」ということである。

は添田村出生とも、上赤村出生とも、近年、下津野に参り、同村から添田村の健助に入縁、離縁して遍路の途中水死した。事故か自殺かは記されていない。離縁の後、生活に難済したのである、子どもを迎えには添田庄村屋代理清次郎、上赤村から壯四郎を出された。十二月二十九日、小倉に着き翌日乗船。往来証文一本持たせる。

正月十七日、清次郎帰る、卯之助は八幡濱で正月三日、病死とのこと。演説書(事情説明書)を認め香春(藩の出張所)に持つていく。

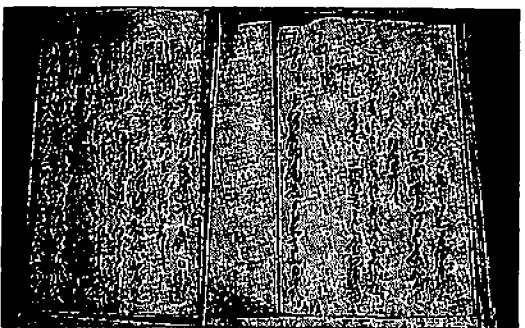
少年の身で土佐から九州に一番近い八幡濱までやつてきて、迎えの者と巡り合う直前に死んだとは哀れな話である。旅の疲れか急病か、悲しい最後である。

身寄りのない遍路の女が死んだくらいその辺りで埋葬されてそれ

きりにされるのでなく、然るべく处置をするように遠く離れた出身地まで連絡があるということは、その当時も意外と心配りをしていたものだと思う。

◎捨て往来手形 江戸期の巡礼の手形の最後には、漢文風な字句で「この者病死等しても國許は御届け申さず、その御地へ御埋置下さるべく候」の一文が書かれていた。

(中村家大庄屋御用日記より)



▲中村大庄屋御用日記

# ふる里探訪

文/水上薩摩

日田御代官様御通り  
(中村大庄屋御用日記から)

文政八年(一八二五)二月七日の記事、日田御代官様が豊後の四日市から津野村の焼尾を経て彦山に参拝して猿滅鬼峠を通过て日田に御着きになるという。これはどこへ行つた帰りではなく、新任代官の着任だと思います。日田は幕府直轄地で直參の旗本が任命されて来るので、小倉藩も大変気を使つたのでしょうか。旅中お世話も

大切だが気がかりは道路のことです。今は焼尾峠も岳滅鬼峠も通る人は滅多にいませんが、当時は重要な道路だったのです。小倉藩の役人が上津野にやつてきて庄屋たちを集めて道路改修の大評議、なんと道幅一間一尺(二メートル強)左右に溝をつけるということです。これに要する人夫の見積もりは六千人でもできかねるということで、大庄屋も来てくれとのことで秋川に行つた。伊田手水や金田手水からも大庄屋がやつてきた。(その頃田川郡は六手水に分かれていた)その晩は秋川に泊まつて相談して、札五貫目(札一枚は五十文くらい)で添田手水で引き受けてくれといわれたがこれだけの人数を出して

申し上げた。  
ときどき他の庄屋たちも見分に来るようになつて、また費用も大庄屋たちから借り再平(添田村庄屋)に渡した。鍬と鎌で岩だらけの山路を立派にするのは大変なことである。

四日市の俵屋に十六日、十七日もそちらの様子を聞きに行かした

がよく分からぬ。

二十日に少し情報が入つた。

柱・焼尾経由、彦山泊。猿滅鬼を越え日田に御到着(予定)。彦山泊は家居だけ借り、仕構え一切御

郡より引き受けといふことが分か

り仲間(大庄屋)中へ申し触れた。

十八日、座主院へ御立寄り、玉

屋を通り、猿滅鬼御野陣御昼休み。

小屋掛けは上落合が届い立て致し

候。とあり、以後関連記事はありません。

二十一日、早朝彦山へ行き、会所鬼石坊(龜石坊ではない)見分。二十二日は大庄屋たちが登山してゐるのに伊田・金田の庄屋たちが登つて来ないので掛け合いに行かせた。人夫賃金は千四百十五人分。

二十七日、塩谷様、上津野に泊ま

るとのお話、山口地区も大変。

三月四日、四日市から使いの者

帰る、塩谷様御出発日限まだ不明。

十日、道筋に庭を敷くようなお話

があり、特に悪い所だけに敷くよ

うに相談。

十七日、代官様、昨夜求善提に泊まり、今日帆柱で御昼、焼尾峠

越え、焼尾峠に縮大庄屋、添田再

平出張、夕方鬼石坊へ御着。自分

と金田大庄屋は麻上下にて御本陣

へ詰め。

十八日、座主院へ御立寄り、玉

屋を通り、猿滅鬼御野陣御昼休み。

小屋掛けは上落合が届い立て致し

候。とあり、以後関連記事はありません。

◎天保十年の資料では、代官所は全国で四十二あり、そのうち四か所は、郡代役所といい、格が上。

日田は郡代役所の一つで支配地の

石高は約十二万石で二番目に多い。

十年のときの代官は役料(職務給)が四百俵、躰躅之間詰の格式。

# ふる里探訪

文／水上薩摩

## 添田界隈事件帳

(中村大庄屋御用日記から)

中村大庄屋御用日記、天保二年  
(西暦一八四五年)六月二十二日の記事から。

夜九つ時(午前零時ごろ)、本村(野田村はむら)の持吉家から火の手が上がった。本屋など七軒が瞬く間に焼け落ちた。馬屋などを入れて被災家屋は、十三軒となつていて、大庄屋も駆けつけてきて検分をした。

調べでは、被災家屋の坪数や、被災者たちの耕作田畠の総面積が二町四反五畝十五歩、これにかかる年貢米は三十八石六斗八升五合など調査の結果は、飛脚をもつて藩庁に報告された。

被災家庭には、仮設住宅用の木や竹などが支給されるが、火元の家には支給されないそうである。ところが、この火事は失火ではなく放火であったことがすぐ分かった。

その次第は、二十四日の記事に、昨夜、添田町(このころの添田は村と町に分かれていた)の酢屋の置座(屋外に置く、背もたれのないベンチのようなもの)に胡乱者(怪しげな者)が寝ていたという

不都合なことをして逃亡し、ある期間所在不明で寺の宗門帳からはずされた無籍者)の直助という者だつた。直助には父親や兄弟・妹などもおりながら、四年ほど前から国許帳外となり、方々を流浪しており、二十一日は、仲津郡から当地へやってきて、梅田村で豊後府内(現在の中津市)の為助といふ者と出会い、「野田で火を付けて、そのどさくさにまぎれ何か・・・」

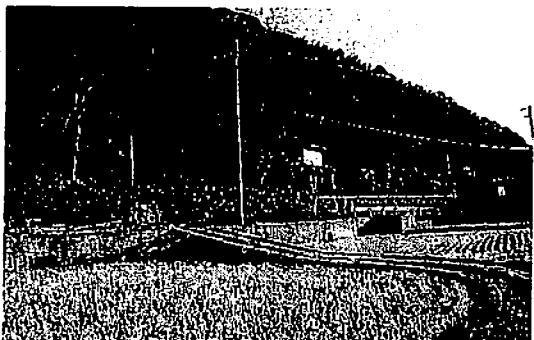
小倉表への届出書を書いていたら、御手代の山川時右衛門殿(奉行の助手)が郡へお出でになつたので、事情をお話し申し上げると、小倉表への注進はひとまず待つて、明朝から野田において、もう一度調べ直すことになった。

翌二十五日には、早朝から野田村友四郎(庄屋)方で取り調べたところ、この胡乱者は仲津郡伊佐山村(現在の京都郡勝山町)生まれで、帳外者(刑事案件以外で、

共犯者の為助はするかしないやつで、二十二日夜から行方知れずということである。その夜(二十五日)のうちに口書きをとり、小倉へ差し出したとある。(放火だと、火元でも木や竹がもらえる)

二十七日朝、小倉より飛脚が帰り、直助、香春の溜まり(留置場)入り仰せ付けらる。

この件、後日談があり続く。



▲今でも石垣だけが残っている持吉家屋敷跡

# ふる里探訪

文/水上薩摩

香春郡屋の座敷の庭に調べ場所を設けて、五ツ時（七時過ぎごろ）から取り調べを始めて昼時分まで一応終わった。同類の為助は遠賀郡はぶ村（現在の中間市大字垣生）か、または大熊村の辺りに居るらしいということで、目明かしの改蔵を差し出し為助を召し取り、それまで届けを出すのは控えておこう、ということになった。

七月三日の記事、為助の行方は分からず、直助の口書き（犯人の供述書）作成のため、健助と平右衛門が香春へ出張した。

八月十七日、留置場は修理が不十分だったのか、直助は夜中に脱走した。責任者は驚いた、これはたいへんと小倉へ届け出ると「添田町から一人、野田村から心利きたるもの一人、尋ね人に差し出せ」と指示があり、早速捜索人の名を届け出た。

御用談之上直助調子評議隙取香春半破損一付  
御取締致出来候迄直助入場御評議六敷入レ夜申候  
ケタヒテモトモカサハシカタヒテ

（天保二年六月二十八日の日記より）

（中村大庄屋御用日記から）  
添田界隈事件帳  
（野田村の放火事件の続き）  
二十八日も早朝から香春へ出勤、御役頭もお出でになり御用談、直助の調べの評議がひまとった。  
香春の牛屋が破損していて取り詰め（逃げないようにきちんとすること）ができない、修理ができるまで直助の入れ場をどうするかの評議は難行し夜まで続いた。

晦日の朝七ツ時（三時半ごろ）

たか分からぬのが、約半年後の十二月十二日、上落合の庄屋と方頭（農家の二十五戸のまとめ役）は直助のかかりあい（村でうろついいた手落ち）で過料として一貫三百四十文、小倉へ差し出す。（このころ、小倉米の相場では一石が約六貫九百匁、科料はおよそ米二斗ぐらいになる）

帳外者（刑事事件以外で、不都合なことをして逃亡し、ある期間所在が不明とかで、寺の宗門帳から外された無籍者。百八十日以上）

行方不明を永尋ねといい、永尋ねは奉行の許可がいるが、短期間の帳外になるには村の上申によつて代官手限り（専決）で行われる。心を入れ替えて復籍したもの帰住といい、近辺の主だったところに挨拶に行く。寺の宗門帳は現代の戸籍のようなものだった。もちろん武士階級は別。永尋ねになると家族にも類がおよび、できの悪い息子のために親父が手錠何十日などとなることもある。

このころ添田町（村）には帳外者の家が十四軒もあつた。

# ふる里探訪

文／水上薩摩

庄屋は、猪膝手永の大庄屋とともに小倉へ出張して郡代（藩の農村担当のトップ）や年貢関係役人たちの間をまわっていましたが（陳情）、六日に帰ってきて、早速報告。

被害の注進  
四ツ高四石九斗七升五合七勺五才  
田畠三反三畝二十六歩半  
家四間に二間 稲屋一軒  
家内四人 下人一人 牛一匹  
米十俵 麦三俵 粟五俵 蕎麦五俵 初五俵  
四ツ高一石六斗七升 田畠一反一畝  
家内三人 牛一匹  
三間半に六間

四ツ高九石一斗八升 田畠六反一畝十八歩  
家二間半に九間 稲屋一間に三間  
米三俵 麦二俵 粟二俵 蕎麦三俵 稲二俵  
家内四人 牛一匹  
三間半に六間

四ツ高一石四斗五升 田畠一反一畝  
米二俵 粟五俵 蕎麦二俵  
稗二俵  
四ツ高一石四斗五升 文珠堂 仏体共々焼失  
田畠一反一畝 家三間に五間半 稲屋一軒  
家内三人 牛一匹

それは今から百六十五年前の天保三年三月四日、夜の九ツ時（午前零時、もう五日といつていいころ）上津野の神返地区で火災が発生しました。

本屋五軒に稻屋、小屋あわせて十一軒が焼失。このとき添田の大

田畠三反三畝二十六歩半  
家四間に二間 稲屋一軒  
家内四人 下人一人 牛一匹  
米十俵 麦三俵 粟五俵 蕎麦五俵 初五俵  
四ツ高一石六斗七升 田畠一反一畝  
家内三人 牛一匹  
三間半に六間

四ツ高九石一斗八升 田畠六反一畝十八歩  
家二間半に九間 稲屋一間に三間  
米三俵 麦二俵 粟二俵 蕎麦三俵 稲二俵  
家内四人 牛一匹  
三間半に六間

四ツ高一石四斗五升 田畠一反一畝  
米二俵 粟五俵 蕎麦二俵  
稗二俵  
四ツ高一石四斗五升 文珠堂 仏体共々焼失  
田畠一反一畝 家三間に五間半 稲屋一軒  
家内三人 牛一匹

怪しい人や死者はなく不幸中の幸いでしたが、この報告をよくみると当時の農業経営の規模・住居・食料事情（特に主食）などがある程度つかがえるようです。食糧は、米に対しても二～三倍の

雑穀を食べることになります。四ツ高というものは、実際の生産高ではなく、年貢以外にいろいろな賦課をするときの基準となるものということです。

その家の生産高は、田から米が換算して何斗何升にあたる。あわせてこの家の田畠の取れ高は何石何斗何升何合となると算定され、それに定められた税率（地区によって差があり、この地区では四五%）をかけ、さらに附加税のようないろいろな税を三%上乗せされて年貢の高さが決まります。

この地区で、仮に出来高十石とすれば五石九斗ぐらいの年貢を納めなければなりません。四ツ高といいうのは、この五石九斗を四で割って十をかけた高が四ツ高でこの場合、四ツ高約十四石七斗となります。（ちなみに下津野村では、文中の四十五%が四十六%になります）

飼牛が十頭ばかり行方不明になつたことがあります。

去る寅年（去年のこと）下津野

村の貞右衛門と利吉（ともに添田手八、梅田町の弥吉（ともに添田手永管内）とが買つたようだから調べよ、ということでした。

十八日の記事

四日市村の作市というものが、

去年こちらに三度ばかりやつきて

て、梅田町で五頭、下津野村で三

頭、白土村で三頭の牛を売つたと

いうことで、去年七月、四日市村

の半四郎と幸兵衛というものが掛け合ひ（談判）にやつってきたこと

がありました。

牛盗人は去年、筑前大野村（背

振山と九千部山にはさまれた、山

間の小村）で召し取られていまし

## 牛 盗 人

天保二年七月十七日の記事  
日田 琉球郡四日市村・戸畠村  
(両村とも日田代官支配地) の野

添田界隈事件帳  
(中村大庄屋御用日記から)

# ふる里探訪

文/水上薩摩

たわけです。

## 付 年貢のこと

前号で年貢のことによしとれましたので、ついでにもう少し説明いたします。

### 田畠の段階と反当収穫【A】

田

上々田

一石六斗

下中元寺

48

上中元寺

57

岩瀬

55

43

48

57

55

48

46

46

上津野 上落合 下落合 下津野

上田 添田 伊原 48 43 48 48 48 45 46

中田 一石三斗 57 添田町 野田 43

下田 一石一斗 岩瀬 真木 55 43 48 57 55 48 46

下々田 九斗

畑（米に相当） 上々畠 一石五斗 上田 一石五斗

中畠 一石三斗 中田 一石三斗

下畠 一石一斗 下田 一石一斗

下々畠 九斗 下々田 九斗

田と畠の面積比は、津野・落合地区で畠は田の三分の一程度、添

田地区周辺では、一一二割程度だ

ったようです。屋敷まわりの竹藪

も畠と同じく五段階で年貢高は中

藪で一坪当たり米一合でした。

高をきめ、それに定められている  
「税」（税率）をかけます。免は  
村々により、また同村内でも異なる  
地域があります。

田畠の段階と面積に応じて生産  
書（供述書）を出したとあり、そ  
の後の結果はよくわかりません。  
事件解明までちょうど一年かかっ

た。

二十日、梅田で調べて小倉へ口

を請けて、営業の種類によつてそ

れぞれ定められた運上金（税）を

納めたものです。

天保十年（約百六十年前）十

一月廿一日午前九時頃発生。火

元は村の神社で（神様は村を守

つてくださるはずだったのです

が）その火が、村の方に飛び火

して大火事となり、村の有力者

で金持ちの□左衛門方や、□屋

忠左衛門方などをはじめ、方々

延焼、

理人・給仕などをする女性たち

十二・三人を呼び、すでに準備

も始めていたのにこの大火事に

巻き込まれてしまったのです。

『客も入り込み居り候所、出

火二て、因縁とハ乍レ申も、当春

より存立候頼母子大願及成就、

由』と結んでいます。

右の変災は恐入事、殊ニ氏神新

宮社より出火とは是迄不事共

多き事哉、□左衛門様は別して、

親吉左衛門へ心配をかけ、女郎

芸子をのみ相楽、大金使ひちら

し受勧當、吉左衛門臨終之砌

丸成平が呼ばれ和歌の話をし

いたのですが、出火を知つても

現地に行かず大きな無尽講にも

も、かい鳥之あひる鳥を庭之鳥

屋より引出し隣家にて致酒宴、

ただれ候事も天罪哉】

この日の記事はさらに続いて、

本家別家・親類とも義絶、よく

喧嘩をし人を殴つたり、不孝不

順の振舞ばかりであつたので神

仏の加護を失つてしまつたので

あろう、こういうことは自分た

ちはもちろん子供たちもよくよ

く勘合し、不幸不順の振舞がな

す。

いよう慎まなければならない。

智謀相備え事を謀りても道に叶

わざるときは、天より是を誅す、

人知の及ばざることは恐るべき

ことである、と記し、「御神体

一尊は取り出し、二尊は焼失之

由』と結んでいます。

当主の武済さんは数年前に大

倉藩士で歌人の佐久間種が訪門、

宿泊。翌日は庄の大宮司や五郎

丸成平が呼ばれ和歌の話をし

いたのですが、出火を知つても

現地に行かず大きな無尽講にも

も、かい鳥之あひる鳥を庭之鳥

屋より引出し隣家にて致酒宴、

ただれ候事も天罪哉】

この日の記事はさらに続いて、

本家別家・親類とも義絶、よく

喧嘩をし人を殴つたり、不孝不

順の振舞ばかりであつたので神

仏の加護を失つてしまつたので

あろう、こういうことは自分た

ちはもちろん子供たちもよくよ

く勘合し、不幸不順の振舞がな

す。

佐久間種はこの年、若くして

隠居、しかし、長州藩との戦い

では大いに奮戦したといわれま

す。

# 里探訪

文/水上薩摩

部が分かれていました)の豆腐屋全七の娘が、真崎村の踊り見物から帰つてくる途中、真木村のあたりで二人の下目付に見咎められたということです。

そのときの娘のいでたちは、木綿の反物で、ひの袖口、帯は晒し綿色、あげ裏木綿、腰帶は晒し綿にひのはぎつけの衣装で、木綿ものではあっても當時としてはかなり贅沢と見受けられたのでしょう。

## 添田界隈事件帳

(中村大庄屋御用日記から)

娘のおしゃれが咎められる

文政九年の夏のことです。

添田町(この頃は添田村から町

勘右衛門が書状で知らせてくれたので、事情の把握とお詫びのため、早速、方頭甚五郎を田原に行かせたが、相手はけんもほろろでいつこうに聞き入れない。この娘の家はかなり裕福な家で大庄屋とも行き来があつた家のようです。

勘右衛門は、糸田に泊まり夜通し断わりを申し上げたがなかなか頑固で許してくれない、それどころか、こちらから下目付の二人に、お詫びの書状を送つたのに聞いて

見ようともしなかつた理由は宛名に書いた「様」という字が無礼である、こんなことでは、宜しきよう取り計らうというようなことは

相ならず、開封もせずに受け取らなかつた。

(「様」という字は相手の身分によつて書き方・くずし方があり、九段階ぐらいありました)

問題はややこしくなりました。町娘の件と、大庄屋の様の字の使い方の間違いは、相手は軟化しません。後日、大庄屋も「相手の格式も知らなかつたので」同輩当ての様の字を書いてしまつたといつています。しかし、その後の記述はありません。

理解をたやすくするため、当時の農村行政の組織を略記しますと、藩主—國家老—郡代—筋奉行—大庄屋—庄屋—方頭—組頭となつており、大庄屋や庄屋は村役人です。中村大庄屋は、年俸四十石で武士の禄高では百石取りぐらいにあた

ります。

大庄屋のもとには子供役(助役)がおり、大庄屋を補佐します。

郡全域を仕切るのが筋奉行で小笠原藩は六郡からなつていきました。

田川郡は六つの手水からなつており、一つの手水は、十か村前後にわたります。

この手水の所に目付と申します。大庄屋は十七か村からなつて、添田手水は十七か村からなつて、村が平穏に、年貢納入が無事終わるようになつて、世話をします。

添田手水は十七か村からなつて、大庄屋です。方頭は庄屋の補佐役として二十五人(軒)をまとめる

で管轄していました。十七人の庄屋をまとめて指導・監督するのが大庄屋です。方頭は庄屋の補佐役として二十五人(軒)をまとめる役をし、さらに五人組を作り、共

同責任で年貢を出させたわけです。

このほかに、山の登り口には山番(土地の者)があり、不審なものを山に入れないようにします。

大庄屋の所に目付という武士がいました。(禄は少ない)主に警察関係の受け持ちです。